

## 協議第36号

### 建設関係事業の取扱いについて

建設関係事業の取扱いについて承認を求める。

平成19年6月1日 提出

熊本市・富合町合併協議会会長 幸山政史

#### 建設関係事業の取扱いについて

- 1 建設関係事業のうち下記の事業については、合併時に熊本市の例により統合する。
  - ・道路法による新規道路の認定基準
  - ・里道の整備（補助金・交付金）
  - ・道路占用料
  - ・河川の維持管理
- 2 市（町）営住宅使用料の算定については、合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域においては、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。

平成 年 月 日

原案承認 ・ 修正承認 ・ 継続審議

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	1 道路法による新規道路の認定基準
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 熊本市道認定基準を満たすこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 不特定多数の人及び車両の通行に供するもの。</li> <li>・ 有効幅員 4 m 以上。</li> <li>・ 縦断勾配 9 % 以下、地形上の特例 1 2 % 以下であること。</li> <li>・ 接続先が公道等であること。</li> <li>・ 利用戸数が通り抜け形状で 2 戸以上、袋路形状で 5 戸以上。</li> <li>・ 規定の隔切りが必要。</li> <li>・ 排水施設が有るか、設置が出来ること。</li> <li>・ 無償寄付であり、抵当権等の抹消が出来るもの。</li> <li>・ 市の基準に無い既設占用物件が無いこと。</li> </ul> <p>等がある。</p> <p>2. 市道認定は、議会の議決を要する。</p>	<p>1. 道路の寄付採納は次の各条件を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 幅員は 4 m 以上で舗装済、側溝 300 × 300 以上が布設してあること。</li> <li>・ 通りぬけができる道路であること。</li> <li>・ 将来的に町道に認定できる道路であること。</li> <li>・ 分筆登記済であること。</li> <li>・ 開発行為の道路は、その都度協議する。</li> </ul> <p>等がある。</p> <p>2. 町道認定は、議会の議決を要する。</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	2 里道の整備（補助金・交付金）
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	境界確定されている里道は市で整備を行う。 H17実績 10件 （※住民からの要望に対しては、全件市で対応する。）  平成17年度決算 13,245千円 平成18年度予算 49,576千円（工事：26件）	地元行政区施工の里道整備 事業に対し、総事業費の4割を町より補助。 補助対象事業は総事業費100千円以上。  平成17年度決算 1,428千円（5件） 平成18年度予算 850千円（3件）	合併時に熊本市の例により統合する。

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	3 道路占用料
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 熊本市道路占用料徴収条例及び熊本市道路占用規則に基づき許認可事務を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用料 道路占用料徴収条例に明記</li> <li>・ 許可申請（申請書・添付書類） 道路占用規則に明記</li> <li>・ 平成 16 年度道路占用許可 申請件数 約 4,400 件 占用料調定額 約 330,000 千円</li> </ul> <p>2. 平成 17 年度から熊本市法定外公共物管理条例及び熊本市法定外公共物管理条例施行規則に基づき水路・里道の許認可事務についてもを行っている。</p>	<p>1. 占用条例無し。熊本県土木部発行の道路維持管理事務の手引きを参考に指導している。</p> <p>2. 道路占用許可を受けるためには次に挙げる事項を記載した申請書を提出する。なお、占用料は徴収していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 占用の場所</li> <li>・ 占用の面積又は個所数</li> <li>・ 占用目的</li> <li>・ 占用期間</li> <li>・ 工事の施行方法、施行時期</li> <li>・ 占用物の構造</li> <li>・ 添付図面（位置図、字図、計画図、設計図）</li> </ul>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	4 河川の維持管理
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 都市基盤河川の維持管理については、県市で協定書を交わし維持管理を行っている。 都市基盤河川（健軍川、藻器堀川、麴川、鶯川）</p> <p>2. 準用河川の維持管理については市の単独費で浚渫等を行っている。 準用河川（谷尾崎川、天明新川、前川）</p> <p>3. 2級河川の坪井川については、県市の協定により、一部区間について、清掃業務のみを行っている。 協定区間・永康橋～上代橋まで（約8 km）・千金甲橋～河口まで（約3 km）</p> <p>4. 砂防指定地 市内51箇所</p>	<p>1. 都市基盤河川は、該当なし。</p> <p>2. 準用河川の維持管理については、町の単独費で行っている。 準用河川（安永川、五双川）</p> <p>3. 2級河川について、県と町の協定等による業務はない。</p> <p>4. 砂防指定地 町内4箇所 なお、行政区で実施する砂防指定地の浚渫に対して6割以内の補助を行っている。 （平成16～18年度において実績なし）</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。</p>

## 熊本市・富合町合併協議会 項目別調整内容

作業部会名：建設部会

協議項目	3 6 建設関係事業の取扱い	小項目名	5 市（町）営住宅使用料の算定
調整方針	合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域の公営住宅については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする		

調 査	現 況		調整の具体的内容
市町名	熊 本 市	富 合 町	
市町別内容	<p>1. 使用料（家賃）の算定                      使用料＝家賃算定基礎額                          ×市町村立地係数                          ×規模係数                          ×経過年数係数                          ×利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値                          0.95</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数：事業主体が定める値                      熊本市における利便性係数設定は次のとおり                      利便性係数＝1－（地域要因＋設備要因）                      地域要因＝0.2×（1－Log10Ln/Log10Lh）                          Ln 当該住宅の固定資産税評価額（㎡/円）                          Lh 固定資産税評価額（㎡/円）の最高額                      設備要因 風呂設備 0.05                                給湯設備 0.05</p>	<p>1. 使用料（家賃）の算定                      使用料＝家賃算定基礎額                          ×市町村立地係数                          ×規模係数                          ×経過年数係数                          ×利便性係数</p> <p>2. 家賃算定基礎額：公営住宅法で定める額</p> <p>3. 市町村立地係数：国土交通大臣が定める値                          0.70</p> <p>4. 規模係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>5. 経過年数係数：公営住宅施行令で定める値</p> <p>6. 利便性係数                          廻江団地 0.75                          国町団地 0.70</p>	<p>合併時に熊本市の例により統合する。ただし、富合地域の公営住宅については、既存施設の建替え等が行われるまでの間は、利便性係数の調整等により合併前の水準とする。</p>